

千葉県警察の会計監査に関する訓令について

平成16年 5月 6日
本部訓令第17号

〔沿革〕 平成25年5月本部訓令第10号

千葉県警察の会計監査に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察の会計監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察における予算に係る会計経理の適正を期するため、千葉県警察の会計監査（以下「会計監査」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査責任者等)

第2条 会計監査は、本部長を会計監査責任者とし、課及び署（以下「対象所属」という。）に対して行うものとする。

2 会計監査責任者は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせることができる。

(会計監査実施計画)

第3条 会計監査責任者は、年度開始前に、当該年度の会計監査実施計画（会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第2条第1項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の時期

(会計監査実施計画の変更)

第4条 会計監査責任者は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(実施)

第5条 会計監査責任者は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 会計監査責任者は、前項に規定するもののほか、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

(説明の要求等)

第6条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に対象所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第7条 会計監査責任者は、4月末日までに、前年度における会計監査の実施状況を取りまとめ、千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

2 会計監査責任者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、速やかに、当該会計監査の実施状況を公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第8条 会計監査責任者は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属の長に改善事項等指示書（別記第1号様式）により指示するものとする。

2 会計監査責任者は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施状況について、会計監査の対象所属の長から改善事項等措置結果報告書（別記第2号様式）により報告を求めるものとする。

以下様式省略